

「山口県油谷青少年自然の家」

参考資料

令和 7 年 9 月

山口県教育委員会

目 次

1	施設の利用状況	1
2	受入事業の主な研修プログラム	2
3	自主事業実績（令和6年度）	3
4	収入・支出の状況	4
5	施設の維持管理等における主な業務委託の概要	5
6	備品一覧表	7
7	青少年教育施設等を活用した取組	9
8	指定管理者個人情報取扱特記事項	11

1 施設の利用状況

施設名：油谷青少年自然の家

1 年度別利用者数

区 分	利用者数(延)	利用者数(実)	団体数	利用率(※)
R3 年度	9,877 人	8,947 人	347 団体	32.7%
R4 年度	24,019 人	22,459 人	507 団体	74.1%
R5 年度	28,630 人	26,476 人	562 団体	86.8%
R6 年度	43,672 人	41,203 人	659 団体	133.6%

※利用率：利用者数(延)/開業日数×定員

2 利用状況(R6 年度)

(1) 類型別実利用者数及び団体数

区分	幼保育	小学校	中学校	青少年 団体	高校等	大学	企業	家族	主催 事業	その他
実数 (人)	578	807	623	1,140	801	157	314	174	155	36,295
団体数 (団体)	11	16	9	33	10	9	14	23	10	517

(2) 月別利用状況

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
開 業 日 数	27	29	28	29	29	26	28	28	24	25	26	28
利用率 (%)※1	84.7	100.0	117.3	125.8	119.2	111.8	186.4	112.3	101.6	73.6	45.0	128.4
宿泊率 (%)※2	5.6	7.8	7.4	15.8	22.4	6.2	6.8	4.3	5.8	0.0	2.1	5.0

※1 利用率：利用者数(延)/開業日数×定員

※2 宿泊率：宿泊者数/開業日数×定員

2 受入事業の主な研修プログラム

施設名：油谷青少年自然の家

	プログラム名	活動内容・教育的効果		時間 (時間)	季節	定員 (人)
1	カッター研修	海上研修	・海の自然に親しむとともに自然の厳しさを体感することができる。 ・集団生活に必要な責任感、協力性、敏速確実な行動力を養う。 ・厳しさに耐える忍耐力、連帯感を養う。	2.5 ～ 6.0	春 ～ 秋	1 艇 最大 30 人 × 5 艇
2	手旗信号	手旗信号によるコミュニケーション	・手旗信号の知識や技術を習得し、機敏な動作、集団行動の仕方を身につける。 ・手旗信号の知識や技術を活用して、グループのコミュニケーションを促す。	0.5 ～ 2.0	通年	150
3	かがり火ファイヤー、キャンドルのつどい	団体による企画・運営	・火や自然、人類祖先に対する感謝の心を育てるとともに、交歓の集いを通じて仲間とのふれあいを深め、協力性や創造性を深める。	1.0 ～ 2.0	通年	150
4	野外炊事	カレーライスづくり	・共同生活における役割分担と協力の大切さを体験させ、人や物に対する感謝の心を育成する。	5.0	通年	150
5	シーカヤック	パドルの持ち方、カヤックのこぎ方	・自然とのふれあい、海の素晴らしさや厳しさを体感させるとともに、心身の健康増進と安全に関する態度を養う。	2.5 ～ 6.0	春 ～ 秋	40
6	海浜活動	海水浴、ボードパドリング、魚釣り	・海に親しみ、心身の健康増進に努め、あわせて安全に関する態度を養う。 ・海浜の自然とのふれあいをとおりして、情操や科学性を養う。	0.5 ～ 2.0	通年	30
7	クラフト体験	クラフト飛行機・ジェルキャンドル・スノードーム等	・自然物を用いて、オリジナルの作品を作ること、創造力や自然に対する観察力を養う。	0.5 ～ 2.0	通年	50

3 自主事業実績（令和6年度）

施設名：油谷青少年自然の家

	事業名	実施年月日	対象者	参加者数
1	こども自然学園木のねっこ “砂浜で大きなお城を作ろう！”	4月16日（火）	0～6歳 までの子どもと保護者	4人
2	油谷シーカヤック体験①	4月27日（土）	一般	20人
3	はじめての釣り体験会	5月18日（土）	一般	6
4	油谷シーカヤック体験会②	6月1日（土）	一般	9
5	こども自然学園木のねっこ 「はじめてのシーカヤック」	6月11日（火）	0～6歳 までの子どもと保護者	21
6	油谷夏キャンプ「2泊3 日の夏キャンプ海に生きる」	7月22日（月）～24日（水）	一般	27
7	こども自然学園木のねっこ 「夏のお泊まり会」	7月27日（土）～28日（日）	家族	21
8	ススキのほうき作り	11月23日（木・祝）	一般	7
9	こども自然学園木のねっこ 「冬のお泊まり会」	12月14日（土）～15日（日）	家族	14
10	たき火じゃないと！	1月25日（土）	一般	15

4 収入・支出の状況

施設名：油谷青少年自然の家

収入

(単位：円)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指 定 管 理 料	37,612,000	38,747,000	39,043,000
利 用 料 金 収 入	313,050	309,415	416,335
自 主 事 業 収 入	320,430	155,395	459,270
雑 収 入	720,925	986,248	1,013,019
シ ー ツ 代	262,300	407,500	423,750
研修材料費	90,330	110,500	116,430
電気水道料等	368,273	468,219	470,439
その他雑収入	22	29	2,400
合 計	38,966,405	40,198,058	40,931,624

支出

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
給 料	13,636,734	13,528,511	18,907,114
職 員 手 当	2,311,047	5,576,825	1,896,470
福 利 厚 生 費	4,159,874	7,450,936	3,958,234
賃 金	176,250	454,550	914,409
職 員 研 修 費	1,043,628	842,104	145,104
ボランティア報償費	0	0	0
旅 費 交 通 費	364,020	277,287	138,834
通 信 運 搬 費	221,745	321,640	204,430
洗 濯 費	0	0	0
会 議 費	12,000	26,000	0
備 品 費	1,611,210	1,388,000	475,200
消 耗 品 費	1,375,042	1,259,853	1,116,955
修 繕 費	1,925,017	543,712	2,069,323
印刷製本・広告宣伝費	54,470	44,215	107,520
燃 料 費	410,686	558,646	713,668
光 熱 水 費	2,296,099	2,185,521	2,115,970
賃 借 料	22,542	30,184	32,855
損 害 保 険 料	453,630	881,130	468,190
諸 謝 金	166,000	0	13,000
租 税 公 課	1,712,125	2,792,480	3,826,527
負 担 金	20,000	15,000	15,000
委 託 費	3,090,743	1,489,337	3,075,210
雑 費	26,838	27,590	136,875
合 計	35,089,700	39,693,521	40,330,888

5 施設の主な維持管理業務委託の概要

施設名：油谷青少年自然の家

委託業務名	令和7年度 契約額	業務概要
委託業務統 括管理	1,916,424 円	<業務内容> ○以下の①～⑧の業者が行う業務に関しての、 管理、監督、指導 ○維持管理業務の年間保全計画の作成及び各種 調整、作業報告書の内容・不具合箇所確認及び 報告書提出 ○見積書内容の確認と修理の手配 ○不定期の施設点検業務 <業務期間> 令和7年4月1日～令和8年3月31日
ウェブサイ ト管理	228,000 円	<業務内容> ○ウェブサイトのサーバー管理及び更新や技術 的な変更等
給食		<業務内容> ○利用者に対する給食の献立、材料購入及び調 理 <給食価格> ○朝食 550円以内 ○昼食 650円以内 ○夕食 900円以内
①警備		<警備の方法> ○機械警備 <警備内容> ○火災、盗難及び特定の異 常状態の感知 ○事故確知時における関係先への通報・連絡 <警備基準時間> ○開館日：午後5時15分から翌日午前8時30分まで ○閉館日：午前8時30分から翌日午前8時30分まで
②自家用電気 工作物保安 管理		<設備容量等> ○受電設備 80KVA 61KW 6600V ○非常用予備発電装置 10KVA 8KW 220V <点検時期> ○月次点検 隔月1回 ○年次点検 毎年1回

③消防用設備 点検		<設備内容> ○屋内消火栓、自動火災報知機、誘導灯設備、漏電火災警報設備、消火器、避難器具、非常電源設備（発電機、蓄電池） <点検時期等> ○機器点検：1年に1回 ○総合点検：1年に1回
④害虫等防除		<業務内容> ○害虫駆除：ゴキブリ、ダニ 年2回（4～9月） ○ネズミ駆除：生息調査 年2回 ○殺菌消毒：食中毒対策 年1回（6～9月）
⑤浄化槽清掃 及び維持管理		<施設規模等> ○合併処理浄化槽 100人槽 <業務内容> ○維持管理 毎月2回 ○水質検査 年4回 ○汚泥引き抜き清掃 年1回
⑥温水ヒーター 一保守点検		<点検機種> ○真空式温水ヒーター KASAN-300BH型 <点検時期> ○保守点検：年2回 ○炉内媒洗浄：年1回
⑦地下タンク 点検		<施設規模> ○重油 1900リットル <点検時期> ○年1回
⑧浄化槽法定 検査		<施設規模> ○合併処理浄化槽 100人槽 <点検時期> ○法令検査：年1回

6 備品一覧表

施設名：油谷青少年自然の家

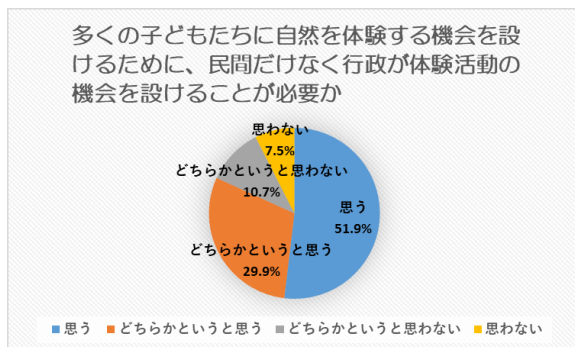
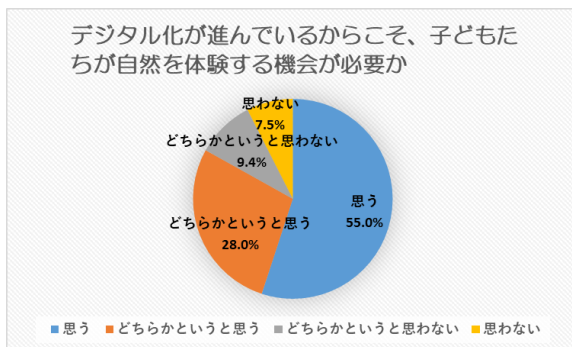
	品名	数量	規格
1	掃除機	2	マキタ 490 集塵機 他
2	カメラ	1	双眼鏡式
3	カッター	6	F R P
4	ルームクーラー	4	-
5	グラインダー	1	-
6	電気ドライバー	1	-
7	草刈機	2	-
8	剪定機	1	-
9	ウォータークーラー	1	-
10	乾燥機	1	-
11	テレビ	4	シャープ L C - 2 6 E 7 他
12	ワイヤレスアンプ	1	-
13	監視艇	1	F R P ヤンマー 4 L H - H T
14	額	8	絵画 ほか
15	ピアノ	1	ヤマハ V I H リニューアルピアノ
16	卓球台	5	カワイ K S N - 6 5 0 S 他
17	魚群探知機	1	不二ロイヤル RD/YF-70F
18	高圧洗浄機	1	R E 2 8 1 (2 0 0 V)
19	液晶テレビ	1	パナソニック T H - P 4 2 X 1
20	刈払機	1	R M E 2 6 0 0
21	ファンヒーター	1	F H 5 3 0 4 T
22	チェンソー	1	キョウリツ 2 5 A P
23	エアコン	7	R A S - 2 5 1 7 D
24	冷凍冷蔵庫	2	三菱 M R - C U 3 3 N (C) 他
25	ヘッジトリマ	1	リョービ H T - 3 0 3 0
26	石油ストーブ	1	コロナ G H - B 1 9 8 F
27	自動体外式除細動器	1	日本光電 A E D - 2 1 0 0
28	蓄電池	1	加地貿易(株) スマート E ポータブル SEP-1000
29	発電機	1	(株)やまびこ I E G 9 0 0 B G
30	投光器	2	-
31	ネットワークパソコン	2	富士通 LIFEBOOK A574/K

7 青少年教育施設等を活用した取組

1 現状と課題

- 自然や歴史、仲間、多様な人々と関わり合う体験活動は、感性を豊かにし、自己・他者理解や対人関係能力などを高め、子どもたちの豊かな心を育むための大きな役割を担っています。
- 青少年の体験活動の充実に大きな役割を果たしてきた県立青少年教育施設は、少子化等により利用者数が減少傾向にあります。デジタル化の進展、あるいはコロナ禍を契機としたライフスタイルの変化等により、子どもたちのリアルでの体験不足が懸念されることから、豊かな自然環境の中で多様な野外活動や学習活動を通して健全な青少年の育成を図り、学校や社会教育関係団体の利用に供する中核施設として、体験活動プログラム、指導者養成、施設管理運営の一層の充実が求められています。

【参考】 令和7年度県民実感度調査(LINE リサーチを活用して山口県が実施)



- こうした中、本県では、長期自然体験活動「やまぐちアドベンチャーキャンプ」や子どもたちの豊かな人間関係を育む体験学習法である「AFPY（アッピー）」など、特色ある体験活動を実施しています。これらの取組は、子どもたちの生きる力を育む上で大きな成果を上げ、体験活動に関わる指導者数も増加傾向にあります。
- 体験活動のさらなる充実には、学校・青少年教育施設・地域との連携強化や専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成が必要です。

2 今後の方向性

学校・青少年教育施設・地域が連携した特色ある体験活動を推進し、子どもたちの体験活動の充実をめざします。また、各種研修会の開催を通して、指導者養成や指導力向上の取組を継続的かつ計画的に進めます。

<やまぐちアドベンチャーキャンプ>

- 野外活動とカウンセリングを組み合わせ、個人や集団の成長を図る野外教育活動。
- 世界的な冒険教育機関であるOBS（アウトワード・バウンド・スクール）の教育手法を取入れ、小学5年生～中学生を対象とした7泊8日のプログラム等を実施(長期自然体験活動)。
- 子どもたちの生きる力を育み、その力を実生活の中に活かしていくことが

目的で、仲間と力を合わせて多様な課題に挑戦し、自信を深めるとともに話し合いや協力の仕方を学ぶことができる。

< A F P Y (アフピー) >

- 他者と関わりあう活動を通して、個人の成長を図り、心豊かな人間関係を築くための考え方や行動の在り方を学びあう、山口県独自の体験学習法。
- 人間関係づくりに有効であり、特に学校では学級経営や生徒指導で効果が期待できるとして取組が広がりつつある。

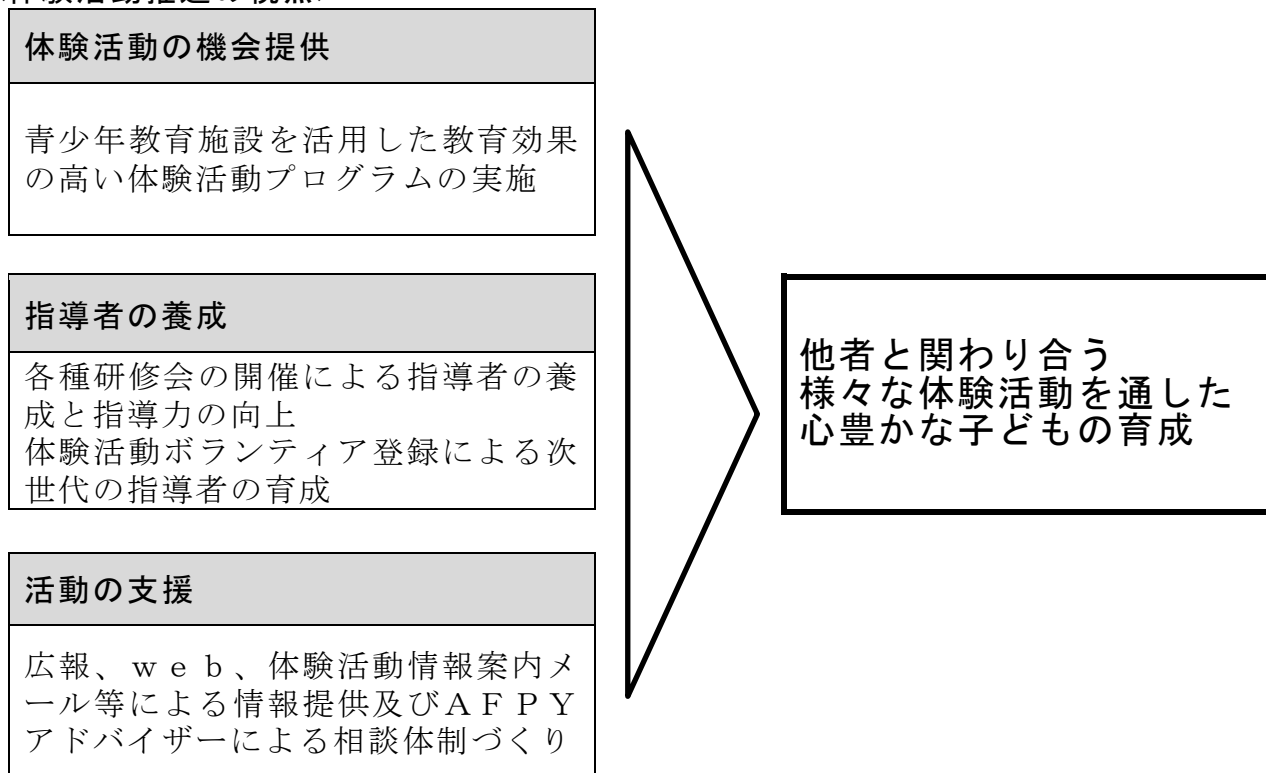
< A F P Y アドバイザー >

- A F P Yに関わる相談対応・助言・指導等の役割を担う者をアドバイザーとして登録する制度で、指導力向上のため専門的な研修会を実施。

< 県内における主な取組と内容 >

区 分	内 容
「やまぐちアドベンチャーキャンプ」やA F P Y、青少年教育施設や地域等との連携による特色ある体験活動の実施	○ 小学生、中学生を対象とした長期の自然体験活動を実施 ○ 地域との連携事業やA F P Y出前講座の実施
やまぐちアドベンチャーキャンプ、A F P Yの核となる指導者や地域で活動する指導者の養成と活用	○ 「山口県野外教育活動指導者研修会」等の実施 ○ A F P Y指導者のためのA F P Yの手法を学ぶ研修会（年3回）の実施 ○ A F P Yアドバイザーによる実践事例の提供

< 体験活動推進の視点 >



（基本的事項）

第1 乙は、この協定に係る公の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、管理業務を実施するために取得する個人情報については、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、管理業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、管理業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託の相手方に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消されたときは、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、消去、又は新たに指定管理者となるものに引き継がなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、管理業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うこ

とができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は管理業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第 14 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（指定の取消し及び損害の賠償）

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。